

植物品種審査結果の相互提供に係る海外審査当局との覚書締結

- 日本からの輸出拡大には、海外において日本の優良品種が保護されることが不可欠。
- 植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）の枠組の下、UPOV加盟国が審査を行う際には、他国での審査結果を活用できることとなっている。
- この度、英国との審査協力覚書を締結。

相互に植物品種の品種登録を促進するため、以下の国・地域との間で、**日本の品種登録審査結果の海外審査当局への提供に係る覚書を締結**している。

覚書締結相手国



オーストラリア



ブラジル
連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム
社会主義共和国



欧州連合
(EU)



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



オランダ王国



トルコ共和国



カナダ



ペルー共和国



シンガポール
共和国



アメリカ合衆国



コロンビア
共和国



英国

※上記のほか、相互の交流協会間で
台湾とも審査協力覚書を締結。

今後、他のUPOV加盟国等とも覚書の締結を推進